



那覇市プレミアム付商品券

【事業概要】

2015.6.12 商工農水課

はじめに

那覇市プレミアム付商品券は、国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を用いて、発行するもので、市民の消費喚起を通じて市内の景気を上向かせ、商工振興を行うことを目的とするものです。本事業概要については、以下のとおりです。

1.那覇市プレミアム付商品券

①商品券について

名称 那覇市プレミアム付商品券

形態 額面 1,000 円の商品券・6 枚綴り（6,000 円分）を 1 冊として販売します。

販売価格 1 冊 5,000 円で販売（プレミアム率 20%）※1,000 円お得になります。

商品券デザイン 調整中

②商品券の販売(発行)

- ・那覇市民は 1 人 1 冊購入できるよう、市より引換通知ハガキで各世帯へお知らせいたします（通知は世帯主宛に送付）。

※市民への引換通知ハガキの発送は、7 月中旬を予定しています。

※対象者は、平成 27 年 6 月現在、本市に住民登録している市民

- ・商品券を購入する際には、引換通知ハガキの半券との引き換えになります。
- ・販売場所は、市内大型商業施設・複数カ所を想定（30～50 店舗程度）※調整中
- ・販売（引換）期間 **7 月 23 日（木）～8 月 20 日（木）**
※上記期間を過ぎると引換えできなくなります。

③商品券の使用

- ・使用（取扱）期間 **8 月 21 日（金）～12 月 10 日（木）**

※上記期間経過後は、使用できなくなります。

※商品券の販売期間と使用期間が異なるのは、消費を特定の販売店舗へ偏らせな
いたためです。

- ・使用可能店舗 市内の登録店舗（5,000 店舗上限）

※登録店舗の募集・登録 **6 月 15 日～9 月末日まで**

※登録受付完了次第、パンフレット、ホームページ等を通じて順次市民の
皆様へお知らせしていきます。

- ・商品券の使用制限
 - ・現金への両替、お釣等に対応できません。
 - ・国の指導の通り、使用できる商品・サービスについては制限があります。
(代表的なものとして、下記の購入・支払いには使用できません)
※換金性の高い切手、ビール券、お米券などの他の商品券、プリペイドカード、有価証券等の購入。
 - ※タバコの購入
 - ※事業目的での商品の仕入れ
 - ※預金
 - ※土地代、駐車料金、不動産関係の支払い
 - ※税金、電気・ガス水道料金等公共料金の支払い
 - ※風俗営業関連サービスへの支払い

④商品券の二次販売

市民への商品券販売(一次販売)後、売れ残った商品券がある場合には、市民に対して、二次販売を実施します。

- ・販売数は、1世帯当たり5冊を上限とします。ただし、販売残数によっては希望冊数が買えない場合もありますので、ご了承ください。
- ・購入方法 一次販売同様、各世帯宛通知ハガキの半券(二次販売用半券)と引換になります。
- ・二次販売期間 9月1日(火)～9月30日(水) ※売り切れ次第終了

⑤観光客向けの商品券の販売

那覇市を訪れる日本人観光客に対しての1人2冊まで先着順に販売します。

- ・販売数量 5000～10000冊の範囲(予定)
- ・販売期間 8月21日以降
- ・販売場所 観光案内所等(予定)
- ※注記 販売時には、航空チケットの半券等で観光客であることを確認

2.事業実施概要

- ①事業費(市計上予算額) ・439,110千円
- ②事業課 ・那覇市経済観光部商工農水課 ☎098-951-3212
- ③実施形態 ・那覇商工会議所へ事業委託して実施
- ④商品券発行規模
 - ・総発行数 325,000冊 (商品券総数1,950,000枚)
 - ・発行総額 19億5千万円
(消費喚起規模・発行数全てが消費に回った場合)
 - ・商品券の市民への販売 市内大型店舗等へ委託予定

⑤使用済商品券の換金(事業者への支払い)

- ・金融機関等へ委託予定

⑥本事業の広報・周知活動について

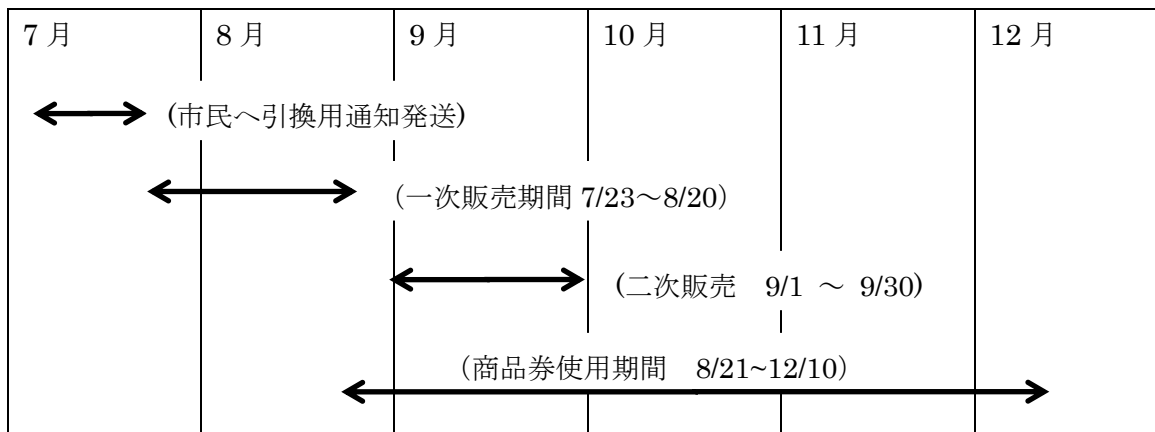
- ・市民の友7月号
- ・各ホームページ（那覇市、那覇商工会議所、本事業専用）
- ・新聞折込チラシ等検討中

⑦事業実施スケジュール

本事業は、平成27年度内での事業実施完了となります。

- ・利用店舗募集・登録 6月中旬～9月末
- ・市民へ引換用通知発送 7月中旬
- ・一次発売 7/23～8/20
- ・(二次販売) 9/1～9/30 (ただし、完売次第終了)
 ※注：一次販売で販売残がある場合のみ実施
- ・観光客向け販売 8/21～
- ・商品券使用期間 8/21～12/10 (期間経過後は使用不可)
- ・取扱店換金期限 12月末日 (期間経過後は換金不可)
- ・効果検証・実績報告 平成28年2月末日期限

【市民】



【商業事業者】

